# 警察職員の服務の宣誓に関する規則 （昭和二十九年国家公安委員会規則第七号）

新たに警察職員（非常勤職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）となった者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければならない。

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当ることを固く誓います。

# 附　則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年四月一日国家公安委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和三年三月二六日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。